

高等学校学習指導要領解説Q&A

芸術科（書道）



教
学
一
如

教えることは 学ぶことである
学び続ける教職員に



鹿児島県総合教育センター

学習指導要領解説Q & Aについて

平成30年3月に公示された学習指導要領について、「教科の『見方・考え方』を働かせる授業ってどんな授業？」「知識の理解の質を高めるとは、どういうこと？」といった先生方の疑問や知りたいことなどを、教科等別に解説するためQ & A形式でまとめました。

改訂された学習指導要領は、これまでとどんなところが変わったのかをまとめています。



1 ダイジェスト

見開きで改訂のポイントをまとめてあるので、教科等の授業を行う上で大事なことは何かがすぐに分かります。

2 Q&A

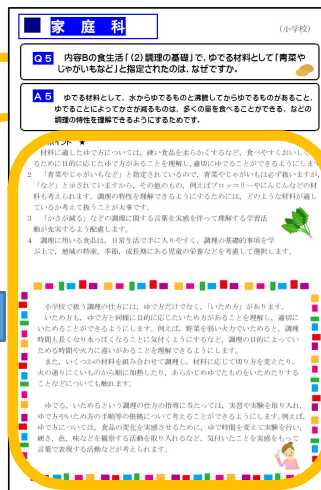
コラム欄やワンポイントアドバイス、図、表などを取り入れ、分かりやすく読みやすい内容で解説しています。

Q 5 内容Bの食生活「(2)調理の基礎」で、ゆでる材料、じゃがいもなど」と指定されたのは、なぜですか。

A 5 ゆでる材料として、水からゆでるものと沸騰してからゆでるもの、ゆでることによってかさが減るものは、多くの量を食糧で調理の特性を理解できるようにするためです。

「教科等の目標や内容」、「主体的・対話的で深い学びの授業改善」等について、Q & A形式で分かりやすく解説しています。

ここには、「答え（Answer）」に係る補足説明や参考資料などが掲載してあるので、「答え」の理由や根拠などが分かります。



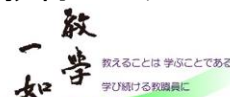
3 活用法

日頃の授業や校内研修、教科等別の教育研究会等で是非活用してください。必要な部分だけでも印刷・ダウンロードできます。

高等学校学習指導要領解説 芸術科（書道）編 Q & A

- Q 1** 芸術科（書道）における改訂の要点は何ですか。．．．．． 1
- Q 2** 教科，科目の目標はどのように変わりましたか。．．．．． 2
- Q 3** 芸術科（書道）の内容構成はどのように変わりましたか。．．．．． 4
- Q 4** 新設された〔共通事項〕とは，どのような内容ですか。．．．．． 5
- Q 5** 「書に関する見方・考え方」とは，どのようなことですか。．．．．． 6
- Q 6** 表現及び鑑賞の指導を行うポイントはどのようなことですか。．．．．． 7
- Q 7** 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善をどのように捉えればよいですか。．．．．． 8
- Q 8** 内容の取扱いに当たって，特にどのようなことに留意すればよいですか。．．．．． 9
- Q 9** 内容の指導に当たっての配慮事項はどのようなことですか。．．．．． 11
- Q 10** 障害のある生徒などへの指導はどのようにすればよいですか。．．．．． 12
- Q 11** 道德教育と芸術科の関連はどのように捉えればよいですか。．．．．． 13

高等学校芸術科(書道)改訂のポイント



高等学校では、令和4年度から新学習指導要領が年次進行で実施されます。
高等学校の「芸術科(書道)」がどのように改訂されたのか、そのポイントを解説します。



ポイント1

芸術科(書道)で育成を目指す資質・能力が三つの柱で整理され、目標も改善されています。

目標の改善: 芸術科(書道Ⅰ)

書道の幅広い活動を通して、書に関する見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と幅広く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

知識及び技能

書の表現の方法や形式、多様性などについて幅広く理解するとともに、書写能力の向上を図り、書の伝統に基づき、効果的に表現するための基礎的な技能を身に付けるようにする。

思考力、判断力、表現力等

書のよさや美しさを感じ、意図に基づいて構想し表現を工夫したり、作品や書の伝統と文化の意味や価値を考え、書の美を味わい捉えたりすることができるようにする。

学びに向かう力、人間性等

主体的に書の幅広い活動に取り組み、生涯にわたり書を愛好する心情を育むとともに、感性を高め、書の伝統と文化に親しみ、書を通して心豊かな生活や社会を創造していく態度を養う。

書道Ⅱ、書道Ⅲも同様に、柱書きに続いて、三つの柱に沿って目標が整理されています。



ポイント2

芸術科(書道)では指導事項を分けて示し、指導すべき内容を一層明確にするなど、内容の改善・充実が図られています。

学習内容の改善・充実

指導すべき内容の一層の明確化

「A表現」(1)漢字仮名交じりの書、(2)漢字の書、(3)仮名の書)、「B鑑賞」、「共通事項」の2領域1事項で示した。

指導事項の整理

内 容	A 表現	B 鑑賞	〔共通事項〕
資質・能力	「思考力、判断力、表現力等」、「知識」、「技能」	「思考力、判断力、表現力等」、「知識」	「知識」

鑑賞の指導内容の充実

「作品の価値とその根拠」、「生活や社会における書の効用」、「書の現代的意義や普遍的価値」などについて考えることを事項として示し、書のよさや美しさを味わって捉えることができるようにした。

〔共通事項〕の新設

「A表現」及び「B鑑賞」の学習において共通に必要な資質・能力として「共通事項」を新設し、「知識」に関する資質・能力として位置付けた。

言語活動の充実

「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たって、「思考力、判断力、表現力等」の育成を図るため、芸術科(書道)の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるような指導の工夫を図ることとした。

ポイント 3

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図ることが重要です。

芸術科（書道）の指導に当たっては、(1)「知識及び技能」が習得されること、(2)「思考力、判断力、表現力等」を育成すること、「学びに向かう力、人間性等」を涵養することがバランスよく実現されるよう、題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を行うことが重要です。

主体的・対話的で深い学びの授業改善の視点

主体的な学びの視点

主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できるようにする。

対話的な学びの視点

対話によって書に対する自分の考えを広げたり深めたりできるようにする。

深い学びの視点

習得・活用・探究という学びの過程の中で、書に関する見方・考え方を働かせ、学びの質を高めることができるようにする。

- ・ 主体的な学び、対話的な学び、深い学びが互いに関連する視点であることに留意してください。
- ・ 主体的・対話的で深い学びとは、資質・能力を育成する上での「学び方」、「学習過程」に関わる授業改善の視点です。



ポイント 4

深い学びの鍵として「書に関する見方・考え方」を働かせることが必要です。

書に関する見方・考え方とは

書の特質に即して物事を捉える視点や考え方をいい、感性を働かせ、書を、書を構成する要素やそれらが相互に関連する働きの視点で捉え、書かれた言葉、歴史的背景、生活や社会、諸文化などとの関わりから、書の表現の意味や価値を見いだすこと。

感性を働かせて作品や書のよさや美しさを主体的に感じ取り、既習の知識や〔共通事項〕に示した視点をもとに他者との対話・交流を通して書への価値意識を高めていく。そして、国語科の書写との関連も図りながら、生活や社会、伝統や文化との関わりを考えることで、構想工夫して表現したり、根拠や価値意識をもって作品や書のよさや美しさを味わい深く捉えたりすることができる資質・能力を身に付け、生涯にわたって活用し得る「書に関する見方・考え方」を深め、高めていくことが重要です。



ポイント 5

今回の改訂で新設された〔共通事項〕の指導に当たっては、「A表現」及び「B鑑賞」の学習の有機的な関連を図ることが大切です。

〔共通事項〕

表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力を次のとおり育成する。

- (1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 用筆・運筆から生み出される書の表現性とその表現効果との関わりについて理解すること。
 - イ 書を構成する要素について、それら相互の関連がもたらす働きと関わらせて理解すること。

〔共通事項〕の指導事項は、書道Ⅰ、書道Ⅱ、書道Ⅲともに同じです。



Q 1 芸術科(書道)における改訂の要点は何ですか。

A 1 芸術科(書道)における改訂の主な要点は以下のとおりです。

- 1 目標の改善
- 2 内容の改善
 - (1) 内容構成の改善
 - (2) 「知識」及び「技能」に関する指導内容の明確化
 - (3) 鑑賞の指導内容の充実
 - (4) 〔共通事項〕の新設
 - (5) 言語活動の充実
 - (6) 「書道Ⅲ」の内容の充実

中央教育審議会答申(平成28年12月)において、高等学校芸術科(書道)における成果と課題を受け、改訂の具体的な方向性が示されました。

<改訂の具体的な方向性>

- 感性を働かせて、能動的に、表現を構想し工夫したり作品の意味や価値を見いだしたりする学習となるよう、内容の改善を図る。

○ 国語科書写との円滑な接続を図るとともに、生活や社会の中での文字や書の働き、書の伝統と文化についての理解を深める学習の充実を図る。

- 表現と鑑賞の学習に共通に必要な資質・能力を〔共通事項〕として示す。

<科目の目標の改善>

- 育成を目指す資質・能力を「生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と幅広く(深く)関わる資質・能力」と規定し、目標を三つの柱で整理して、これが実現できるように示された。また、資質・能力の育成に当たっては、「書に関する見方・考え方」を働かせて学習活動に取り組めるようにすることが示された。

<科目の内容の改善>

ア 内容構成の改善

- 「A表現」、「B鑑賞」の二つの領域及び〔共通事項〕で構成された。また、指導すべき内容が一層明確になるように、「A表現」では「知識」、「技能」、「思考力、判断力、表現力等」に、「B鑑賞」では「知識」、「思考力、判断力、表現力等」に、〔共通事項〕では「知識」として示された。

イ 「知識」及び「技能」に関する指導内容の明確化

- 「知識」に関する指導内容について、具体的な内容を表現領域、鑑賞領域ごとに事項として示された。また、「A表現」の「技能」に関する指導内容については、具体的な内容を事項として示し、「思考力、判断力、表現力等」の育成と関わらせて習得すべき内容であることを明確にした。

ウ 鑑賞の指導内容の充実

- 「B鑑賞」の指導内容を具体的に事項として示し、書のよさや美しさを味わって捉えることができるようにした。

エ 〔共通事項〕の新設

- 表現と鑑賞の学習に共通に必要な資質・能力である「知識」を〔共通事項〕として新設した。

オ 言語活動の充実

- 「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たって、思考力、判断力、表現力等の育成を図るために、言語活動の充実を図れるようにした。

カ 「書道Ⅲ」の内容の充実

- 従前、選択して扱うことができていたが、生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、「A表現」と「B鑑賞」の両領域を必ず扱うこととした。

Q 2 教科, 科目の目標はどのように変わりましたか。

A 2 教科, 科目の目標は, 教科, 科目の意義を示した柱書きと「知識及び技能」, 「思考力, 判断力, 表現力等」, 「学びに向かう力, 人間性等」の三つの柱で整理して示されました。

芸術科の目標及び書道Ⅰ, 書道Ⅱ, 書道Ⅲの目標は以下のようになりました。

〈芸術科の目標〉

芸術の幅広い活動を通して, 各科目における見方・考え方を働かせ, 生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 芸術に関する各科目の特質について理解するとともに, 意図に基づいて表現するための技能を身に付けるようにする。
- (2) 創造的な表現を工夫したり, 芸術のよさや美しさを深く味わったりすることができるようにする。
- (3) 生涯にわたり芸術を愛好する心情を育むとともに, 感性を高め, 心豊かな生活や社会を創造していく態度を養い, 豊かな情操を培う。

〈書道Ⅰの目標〉

書道の幅広い活動を通して, 書に関する見方・考え方を働かせ, 生活や社会の中の文字や書, 書の伝統と文化と幅広く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 書の表現の方法や形式, 多様性などについて幅広く理解するとともに, 書写能力の向上を図り, 書の伝統に基づき, 効果的に表現するための基礎的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 書のよさや美しさを感じ, 意図に基づいて構想し表現を工夫したり, 作品や書の伝統と文化の意味や価値を考え, 書の美を味わい捉えたりすることができるようにする。
- (3) 主体的に書の幅広い活動に取り組み, 生涯にわたり書を愛好する心情を育むとともに, 感性を高め, 書の伝統と文化に親しみ, 書を通して心豊かな生活や社会を創造していく態度を養う。

〈書道Ⅱの目標〉

書道の創造的な諸活動を通して, 書に関する見方・考え方を働かせ, 生活や社会の中の文字や書, 書の伝統と文化と深く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 書の表現の方法や形式, 多様性などについて理解を深めるとともに, 書の伝統に基づき, 効果的に表現するための技能を身に付けるようにする。
- (2) 書のよさや美しさを感じ, 意図に基づいて創造的に構想し個性豊かに表現を工夫したり, 作品や書の伝統と文化の意味や価値を考え, 書の美を味わい深く捉えたりすることができるようにする。
- (3) 主体的に書の創造的な諸活動に取り組み, 生涯にわたり書を愛好する心情を育むとともに, 感性を高め, 書の伝統と文化に親しみ, 書を通して心豊かな生活や社会を創造していく態度を養う。

〈書道Ⅲの目標〉

書道の創造的な諸活動を通して, 書に関する見方・考え方を働かせ, 生活や社会の中の多様な文字や書, 書の伝統と文化と深く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 書の表現の方法や形式, 多様性などについて理解を深めるとともに, 書の伝統に基づき, 創造的に表現するための技能を身に付けるようにする。
- (2) 書のよさや美しさを感じ, 意図に基づいて創造的に深く構想し個性豊かに表現を工夫したり, 作品や書の伝統と文化の意味や価値を考え, 書の美を味わい深く捉えたりすることができるようにする。
- (3) 主体的に書の創造的な諸活動に取り組み, 生涯にわたり書を愛好する心情を育むとともに, 感性を磨き, 書の伝統と文化を尊重し, 書を通して心豊かな生活や社会を創造していく態度を養う。

(下線は作成者による。)

1 柱書きと育成を目指す資質・能力の三つの柱での表記

これまで一文で示されていた教科、科目の目標が、柱書きと(1)「知識及び技能」(2)「思考力、判断力、表現力等」(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理されて示された。これは高等学校の各教科等だけでなく、小・中学校の全ての教科等で統一されており、これまで以上に他教科・他校種と連携しやすくなった。

2 教科・科目の担うべき役割の明確化

教科目標の柱書きは、高等学校教育として芸術科が担うべき役割とその目指すところを総括的に示している。科目の目標では、書道が「書に関する見方・考え方を働かせる」ことを通して、「生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と幅広く（深く）関わる資質・能力を育成する」役割を担っていることが示されている。

3 「知識」の習得において重要なこと

芸術系教科・科目における「知識」については、一人一人が感性などを働かせて様々なことを感じ取りながら考え、自分なりに理解し、表現したり鑑賞したりする喜びにつながっていくものであることが重要である。知識が、体を動かす活動なども含むような学習過程を通じて、個別の感じ方や考え方等に応じ、生きて働く概念として習得されることや、新たな学習過程を経験することを通じて、更新されていくことが重要である。

このことを踏まえて、「知識」に関しては以下のことが重要であり、発達の段階に応じて整理していく必要がある。

- ・ 〔共通事項〕を学習の支えとして、書を構成する要素などの働きについて実感を伴いながら理解し、表現や鑑賞などに生かすことができるようにすること。
- ・ 芸術に関する歴史や文化的意義を、表現や鑑賞の活動を通して、自己との関わりの中で理解すること。

4 「技能」の習得において重要なこと

芸術系教科・科目における「技能」についても、一定の手順や段階を追って身に付く個別の技能のみならず、変化する状況や課題に応じて主体的に活用できる技能として習熟・熟達していくということが重要である。

5 国語科書写との接続

高等学校芸術科（書道）において育成する資質・能力は、小学校及び中学校の国語科（書写）において育成する、文字を正しく整えて（速く）書くこと、書写能力を学習活動や日常生活（社会生活）に生かすとともに、文字文化（手書きの意義や文字の由来など）について理解することといった資質・能力ともつながるものと考えられる。また、高等学校においては、資質・能力の育成に当たり、国語科の共通必修科目において育成する、書写能力を実社会・実生活に生かすことや、古典の作品と書体等との関わりから多様な文字文化への理解を深めることといった関連を図ることが考えられる。

6 資質・能力の三つの柱に順序性はない

目標の実現に当たっては、(1)、(2)、(3)それぞれを相互に関連させながら資質・能力の育成を図る必要がある。別々に分けて育成したり、順序性をもって育成したりするものではない。

Q 3 芸術科(書道)の内容構成はどのように変わりましたか。

A 3 内容構成は、従前の「A表現」と「B鑑賞」の2領域に新たに〔共通事項〕を加えて、指導内容が構成されています。さらに、三つの柱に沿って資質・能力が整理されたことを踏まえ、より資質・能力を意識した表現へと変わりました。

今回の改訂では、以下のとおり、従前の「A表現」、「B鑑賞」の2領域に新たに〔共通事項〕を加えて内容が構成されました。

現行（平成21年告示）	改訂（平成30年告示）
A 表現 (1) 漢字仮名交じりの書 (2) 漢字の書 (3) 仮名の書 B 鑑賞	A 表現 (1) 漢字仮名交じりの書 (2) 漢字の書 (3) 仮名の書 B 鑑賞 〔共通事項〕

※ 新設

また、育成する資質・能力が三つの柱に基づいて整理し直されたことを踏まえ、「A表現」の3分野、「漢字仮名交じりの書」、「漢字の書」、「仮名の書」それぞれの指導事項を、ア「思考力、判断力、表現力等」、イ「知識」、ウ「技能」に整理し、「B鑑賞」の指導事項を、ア「思考力、判断力、表現力等」、イ「知識」に整理して示されました。新設の〔共通事項〕の指導事項は「知識」として示されました。

以下、書道Ⅰ「A表現」の「(2)漢字の書」を例に示します。

現行（平成21年告示）	改訂（平成30年告示）
表現に関して、次の事項を指導する。 (2) 漢字の書 ア 用具・用材の特徴を理解し、適切に扱うこと。 イ 古典に基づく基本的な点画や線質の表し方を理解し、その用筆・運筆の技法を習得すること。 ウ 字形の構成を理解し、全体の構成を工夫すること。 エ 意図に基づく表現を構想し、工夫すること。	表現に関する <u>資質・能力を次のとおり育成する。</u> (2) 漢字の書 漢字の書に関する <u>次の事項を身に付けることができるよう指導する。</u> ア 知識や技能を得たり生かしたりしながら、次の(イ)及び(イ)について構想し工夫すること。 (イ) 古典の書体や書風に即した用筆・運筆、字形、全体の構成 (イ) 意図に基づいた表現 イ 次の(イ)及び(イ)について <u>理解すること。</u> (イ) 用具・用材の特徴と表現効果との関わり (イ) 書体や書風と用筆・運筆との関わり ウ 次の(イ)及び(イ)の <u>技能を身に付けること。</u> (イ) 古典に基づく基本的な用筆・運筆 (イ) 古典の線質、字形や構成を生かした表現 (下線は作成者による。)

〔ポイント〕

「表現に関する資質・能力」を次のとおり育成する」と示すことで、資質・能力を身に付けさせるということを指導の目的として明示している。

「B鑑賞」及び〔共通事項〕についても同様である。

Q 4 新設された〔共通事項〕とは、どのような内容ですか。

A 4 (共通事項)とは、「A表現」及び「B鑑賞」の学習の中で、共通に必要な資質・能力であり、「書道Ⅰ」、「書道Ⅱ」、「書道Ⅲ」を通じて、同一の内容で示されており、「知識」として位置付けられています。

1 〔共通事項〕とは

〔共通事項〕とは、表現及び鑑賞の学習の中で共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、この資質・能力を育成するとしています。平成20年の改訂で小学校の音楽及び図画工作、中学校の音楽及び美術で〔共通事項〕が示されています。今回の改訂で高等学校にも新設されましたが、高等学校芸術科の各科目の中で、芸術系教科・科目としての系統性をもたない書道では、新しい視点による新しい指導内容として〔共通事項〕が示されたと言えます。

2 〔共通事項〕の指導事項

〔共通事項〕の指導事項は、「知識」に関する資質・能力として、「書道Ⅰ」、「書道Ⅱ」、「書道Ⅲ」共通の内容で以下のとおり示しています。

- (1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ア 用筆・運筆から生み出される書の表現性とその表現効果との関わりについて理解すること。
 - イ 書を構成する要素について、それら相互の関連がもたらす働きと関わらせて理解すること。

(下線は作成者による。)

3 〔共通事項〕の指導事項アについて

用筆・運筆とは、筆の使い方や運び方のことです。表現性とは、「書を構成する要素」の特性を効果的に働かせ、より美しく、より豊かに伝えるために活用し工夫される書独自の表現上の特質のことであり、用筆・運筆から生み出される太細、強弱、遅速、緩急等の主に「線質」に関わる「変化」、用筆・運筆における「律動」などが挙げられます。表現効果とは、上述した用筆・運筆から生み出される表現性の他、書特有の表現性が重層的・複合的に複雑に合わさることによって生まれる、美を美たらしめる表現上の効果のことです。

指導に当たっては、用筆・運筆から生み出される表現性と、そこから生じる表現効果や風趣との関わりについて考えさせられるよう留意することが重要です。

4 〔共通事項〕の指導事項イについて

書を構成する要素とは、用具・用材の特性や用筆・運筆から生まれる「線質」、書風が端的に表れ、書風を形づくる「字形」、文字構成等の「構成」、さらに、これらを支える要素として「墨色」や「余白」などがあります。これら書を構成する要素は、それぞれに効果を生むだけでなく、互いに関連しながら働くことで、「変化」、「律動」、「性情」等の書特有の表現性を生み、さらに、それらの表現性が重層的・複合的に合わさって、「調和」等の多様な表現効果や、それらが鑑賞されることで「風趣」を生じさせます。

指導に当たっては、書を構成する要素を単独で捉えるのではなく、表現や鑑賞の活動を通して、書を構成する要素相互の関連がもたらす働きを実感的に理解できるようにすることが大切です。

Q 5 「書に関する見方・考え方」とは、どのようなことですか。

A 5 「書に関する見方・考え方」とは、書の特質に即して物事や捉える視点や考え方をいい、感性を働かせ、書を、書を構成する要素やそれらが相互に関連する働きの視点で捉え、書かれた言葉、歴史的背景、生活や社会、諸文化などとの関わりから、書の表現の意味や価値を見いだすことです。

1 芸術系教科・科目の「見方・考え方」の特徴

芸術系教科・科目の「見方・考え方」の特徴は、知性と感性を融合させて働かせ、体感的に対象や事物と向き合い捉えることです。知性と感性のうち、特に感性を働かせながら体感的に対象や事物と向き合い捉える学びの機会がある多くある芸術系教科・科目には、感性を知性と一体的に働かせる学びを通して、多様な価値に気づき認め、自己表現とともに自己を形成し、新しい意味や価値を創造するという点で、特に期待されています。

2 授業改善の視点となる「書に関する見方・考え方」

「書に関する見方・考え方」については**A 5**のとおりです。

この「書に関する見方・考え方」は、芸術科書道教育の現状を改めて見直し、授業改善を図る契機となり得るものです。つまり、芸術科書道において資質・能力を育成するとともに、それを活用・発揮して物事を捉えたり思考したりするに当たり、いかに知性と感性を一体的に働かせるか、「A表現」と「B鑑賞」をいかに有機的に関連付けるか、他者との対話を通して多様な価値観に気づき認め、そこから自身の価値観、物事の捉え方や考え方をいかに広げ深めるか、自身の学びや変容を自覚し自己表現とともに新しい意味や価値をいかに創造するか、生活や社会、諸文化との関わりからいかに学びを深めるかなど、授業改善の視点が「書に関する見方・考え方」に見いだせます。

3 「書に関する見方・考え方」について

「書の特質」については、今回新設された〔共通事項〕に凝縮されます。ここでいう「感性」とは、書に対する感性であり、「感性を働かせる」とは、生徒が、書のよさや美しさを感じ取り、書のよさや美しさを形づくる価値や心情を感じ取ることに自らを向かわせようとする心の働きです。感性を働かせることは、芸術科の学習において不可欠な前提と言えます。

「書を捉える」とは、書のよさや美しさ、書のよさや美しさを形づくる価値や心情を知的・分析的に感じ取ることであり、その際の視点として、書を構成する要素とそれら相互の関連の働きを示しています。一方で、捉えるべき対象の範疇は広く、書を「書の古典、現代に生きる書、生活や社会に広く活用されている書など」と示したとおり、また、更に生徒が表現した作品等も含めれば、捉えるべきよさや美しさとその価値や心情は、文字や書、作品についての、生活や社会における働きや効用、意味、価値等にも及ぶことになります。芸術科書道の本質についてもまた、生活や社会との関わりへの広がりをもつことになります。

「書かれた言葉、歴史的背景、生活や社会、諸文化などとの関わり」とは、書の成立と伝統を支えてきた背景であり、それらとの関わりが書の表現の意味や価値の根拠ともなります。

「書の表現の意味や価値を見いだす」とは、生徒自らが主体的に、書のよさや美しさを、書を構成する要素とそれら相互の関連の働きの視点から感じ取り、捉え、書の成立と伝統を支えてきた背景との関わりから、書の表現、書が表現されてきたことの意味や価値を、自身にとっての意味や価値として感じ取り、捉えることを意味します。

「見方・考え方」は生徒が主体的に働かせるものであり、「見方・考え方」を働かせられることにより学びは深まります。それゆえ、生徒が主体的に「見方・考え方」を働かせられるように指導することが重要となります。

Q 6 表現及び鑑賞の指導を行うポイントはどのようなことですか。

A 6 表現及び鑑賞の指導を行う際には、「A表現」と「B鑑賞」とが相互に関連して、それぞれの学習に有機的に働き合うよう、指導を工夫することが重要です。その際、言語活動を活用することが効果的です。

1 「A表現」及び「B鑑賞」相互の関連について

「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」の「内容の取扱い」には以下のように記してあります。

〈書道Ⅰ〉

(1) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については、それぞれ特定の活動のみに偏らないようにするとともに、「A表現」及び「B鑑賞」相互の関連を図るものとする。

〈書道Ⅱ〉

(1) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については、相互の関連を図るものとする。

「書道Ⅰ」と「書道Ⅱ」では、「A表現」及び「B鑑賞」の指導について、「相互の関連を図る」という点で同様の記述となっています。「書道Ⅲ」において「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」と同様の記述を示していないのは、「書道Ⅲ」では「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」での学習を受けて、各領域・分野の学習を深化させ、発展的な内容となるよう指導を充実させる中で、「A表現」及び「B鑑賞」それぞれで扱う分野を厳選することにより、「A表現」及び「B鑑賞」が必ずしも直接的なものとならないこともあり得ることに配慮しているからです。

2 「A表現」及び「B鑑賞」を関連させた指導の工夫について

今回の改訂では、「B鑑賞」の指導内容の更なる充実を図るとともに、「A表現」との関連を図っています。「B鑑賞」における「作品や書のよさや美しさを味わって捉える」視点と、「B鑑賞」の活動の中で考えた体験並びにそこで身に付けた「知識」が、「A表現」での活動に生かされるとともに、「A表現」での構想したり工夫したりする体験や、その活動を通じて体感的に身に付けた「知識」や「技能」が、「B鑑賞」の学習に生かされます。このように、「A表現」と「B鑑賞」とが相互に関連して、それぞれの学習に有機的に働き合うよう、指導を工夫することが重要となります。そして、育成を目指す資質・能力はそれぞれが単独に育成されるのではなく、「A表現」及び「B鑑賞」の相互の関連の下、それぞれが関連する活動の中で別の資質・能力が生かされたり、またその活動の過程で別の資質・能力が育成されたりするように、まさに資質・能力が相互に適切に関連し合いながらそれぞれが育成されることで学びが深められるよう、指導を工夫することが必要です。

3 言語活動の充実について

「A表現」と「B鑑賞」とが相互に関連して、それぞれの学習に有機的に働き合うよう、指導の工夫をする際、言語活動を活用することが効果的です。言語活動は、互いに意見を伝え合うことにとどまらず、生徒一人一人の個性や価値観などを相互に照らし合わせることで、表現の多様性のみならず、美に対する捉え方や感じ方、また、その背景となる生活や社会との関わり方などの多様性についても、新たな出会いや気づきを得られる機会となります。言語活動は、芸術に関する学習においては、多様な価値観に触れる貴重な体験ともなります。

なお、今回の改訂において、「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、思考力、判断力、表現力等の育成を図るため、芸術科(書道)の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫することとしています。表現領域においては、題材としての言葉を紡ぎ出したり選定したりする場面、作品を構想し表現を工夫する場面、また鑑賞領域では、作品について根拠をもって批評する場面などで言語活動の充実が図れるようにしてあります。

Q 7 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善をどのように捉えればよいですか。

A 7 今回の改訂において最も重要な点は、「育成を目指す資質・能力」を着実に身に付けることであり、「主体的・対話的で深い学び」とは資質・能力を育成する上での「学び方」、「学習過程」に関わる授業改善の視点のことです。

高等学校芸術科(書道)の指導に当たっては、(1)「知識及び技能」が習得されること、(2)「思考力、判断力、表現力等」が育成されること、(3)「学びに向かう力、人間性等」を涵養することが偏りなく実現されるよう、題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図ることが重要です。

中央教育審議会答申(平成28年12月21日)に以下のような記述があります。

(「主体的な学び」の視点)

- 「主体的な学び」の実現のためには、生徒の作品の構想段階から完成に至るまでの作品の変容を実感的に確認することで、新たな見通しを持って次の表現へと展開していく活動、また書の持つよさや美しさを創造的に捉え、自らの生活と関連付けたり、生活や社会における文字や書の働きについて考えたりする活動の充実を図り、それらの学習活動を振り返ることで、次の学びにつなげていくことが重要である。

(「対話的な学び」の視点)

- 「対話的な学び」の実現のためには、感性を働かせて、書を構成する要素とそれらが相互に関連する働きの視点で書捉え、作品について感じたことを確かな言葉で伝えたり、互いに批評し合ったりするなどの言語活動を通して、作品の意味や価値を考え、書を味わって深く捉える活動を一層充実することが重要である。

(「深い学び」の視点)

- 「深い学び」の実現のためには、中学校国語科(書写)の学習を発展させて、「書に関する見方・考え方」を働かせて、芸術としての書と豊かに関わりながら書の創造的活動を展開していくことが重要である。感性を働かせて、思いや意図に基づいて作品を構想し、表現を工夫していく表現の能力と、書のよさや美しさを感じ、創造的に味わう鑑賞の能力を相互に関連させながら、育成を目指す資質・能力を着実に身に付けていくことが重要である。

高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説芸術編第3章には、「主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった観点で授業改善を進めることが求められる。」と示されています。

「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善では、これまでの実践の成果を活かしながら、答申に示された「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」それぞれの視点を踏まえるとともに、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」が、互いに関連する視点であることに留意しなければなりません。

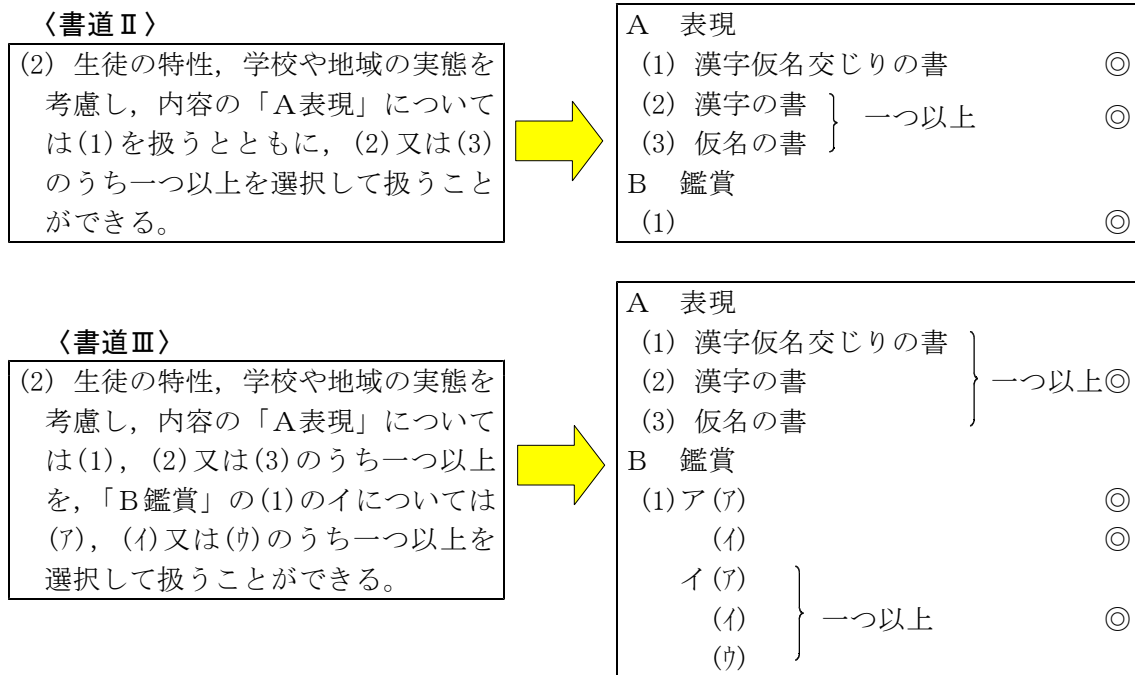


Q 8 内容の取扱いに当たって、特にどのようなことに留意すればよいですか。

A 8 内容の取扱いに当たっては、「書道Ⅱ」及び「書道Ⅲ」で、生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、学習指導要領に示した指導事項を選択して指導することができることと、「書道Ⅱ」の「A表現」で扱う漢字の書体に追加があったことに、特に留意しなければなりません。

1 「書道Ⅱ」及び「書道Ⅲ」における指導内容の選択

「書道Ⅱ」及び「書道Ⅲ」の「内容の取扱い」において、指導内容の選択について、次のように記してあります。



現行の学習指導要領では、「書道Ⅱ」について「内容のAの(2)又は(3)のうち一つ以上を選択して扱うことができる」とあり、「書道Ⅱ」については実質的な変更はありません。「書道Ⅲ」については「内容のAの(1)、(2)、(3)又はBのうち一つ以上を選択して扱うことができる」とあり、今回の改訂で大きな改善がなされたこととなります。

「書道Ⅲ」での改善は、まず「書道Ⅰ」の「内容の取扱い」(1)の「内容の『A表現』及び『B鑑賞』の指導については、それぞれ特定の活動のみに偏らないようにするとともに『A表現』及び『B鑑賞』相互の関連を図るものとする」ことを、「書道Ⅲ」まで継続することを意味し、「A表現」及び「B鑑賞」を相互に関連させながらバランスよく指導できるよう改善を図っています。また、今回の改訂で指導内容が資質・能力の三つの柱によって整理されたことを踏まえ、「B鑑賞」における「思考力、判断力、表現力等」に関するアの各指導事項を確実に扱うとともに、資質・能力の三つの柱を相互に関連させながらバランスよく育成するために、「知識」に関するイの(ア)、(イ)又は(ウ)のうち一つ以上をアと併せて扱うこととしています。

2 「A表現」で扱う漢字の書体

「書道Ⅰ」及び「書道Ⅱ」の「内容の取扱い」において、「A表現」で扱う漢字の書体について、次のように記してあります。

〈書道Ⅰ〉

(3) 内容の「A表現」の(1)については漢字は楷書及び行書、仮名は平仮名及び片仮名、(2)については楷書及び行書、(3)については平仮名、片仮名及び変体仮名を扱うものとし、また、(2)については、生徒の特性等を考慮し、草書、隸書及び篆書を加えることもできる。

〈書道Ⅱ〉

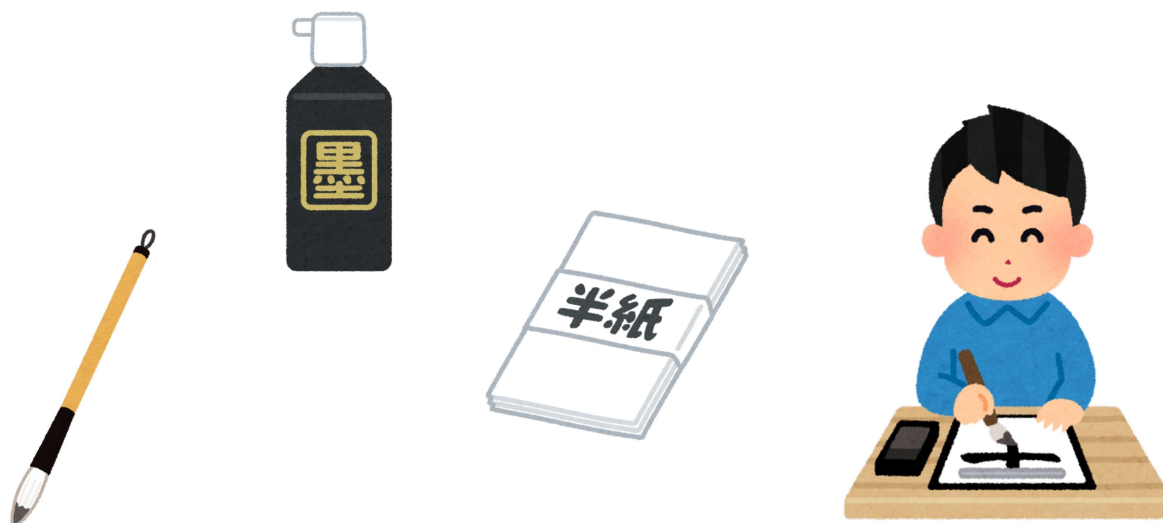
(3) 内容の「A表現」の(1)については漢字は楷書、行書、草書及び隸書、仮名は平仮名及び片仮名、(2)については楷書、行書、草書、隸書及び篆書、(3)については平仮名、片仮名及び変体仮名を扱うものとする。

現行の学習指導要領では、「書道Ⅰ」について「内容のAの指導に当たっては、(1)の漢字は楷書及び行書、(3)は平仮名、片仮名及び変体仮名を扱うものとし、(2)については、生徒の特性等を考慮し、草書、隸書及び篆書を加えることもできる」とあり、「書道Ⅰ」については実質的な変更はありません。「書道Ⅱ」については「内容のAの指導に当たっては、(1)の漢字は楷書、行書及び草書、仮名は平仮名及び片仮名、(2)は楷書、行書、草書、隸書及び篆書、(3)は平仮名、片仮名及び変体仮名を扱うものとする」とあり、今回の改訂で「書道Ⅱ」の「(1)漢字仮名交じりの書」で扱う漢字の書体に隸書が加えられました。

「(1)漢字仮名交じりの書」における表現の活動は、主に創作が中心であり、漢字と仮名の調和のために「書を構成する要素」それぞれの働きについて主体的に考えることが必要となります。さらに、生徒自身の意図に基づいて創造的に構想し個性豊かに表現を工夫するためには、「書を構成する要素」相互の関連がもたらす働きと必然的に向き合うことになります。

また、「目的や用途」には実用的な表現と芸術的な表現の両側面があり、「書道Ⅰ」では実用的な表現の側面が色濃くもなりますが、「書道Ⅱ」では「目的や用途」も包含した「感興や意図」に応じた芸術的な表現が活動の中心となり、表現性や表現効果、風趣の視点をもって書を捉え、構想・工夫することとなります。

このように、〔共通事項〕の指導事項について理解を深める上でも、「(1)漢字仮名交じりの書」での構想・工夫する活動は絶好の機会と言えます。扱う漢字の書体に隸書を加えることで、創造的に構想し個性豊かに表現を工夫する上での活動の幅が大いに広がることとなりますが、そのためには、目的や用途、感興や意図に応じて構想・工夫する中で、生徒が主体的に漢字の各書体を扱うことができるように配慮して指導することが大切です。



Q 9 内容の指導に当たっての配慮事項はどのようなことですか。

A 9 内容の指導に当たって、以下の2点に配慮する必要があります。

- 1 情報機器の活用等
- 2 地域の文化施設や社会教育施設の活用等

1 情報機器の活用等に関する配慮事項

現行（平成21年告示）

(1) 各科目の特質を踏まえ、学校の実態に応じて学校図書館を活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどを指導に生かすこと。



改訂（平成30年告示）

(1) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、学校の実態に応じて学校図書館を活用すること。また、コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用して、表現及び鑑賞の学習の充実を図り、生徒が主体的に学習に取り組むことができるように工夫すること。

表現や鑑賞の学習では、適切な資料や情報を提示することによって、生徒の発想や意欲を刺激し、効果的に学習を深めることができます。このためには、学校の実態に応じて学校図書館などの活用を図ったり、コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用したりした指導計画を工夫する必要があります。

今回の改訂では、コンピュータ等の一層の普及や多機能化、新たなソフトウェアの開発などの可能性を踏まえ、積極的に活用して、表現及び鑑賞の学習の充実を図り、生徒が主体的に学習に取り組むことができるように工夫することと示されており、更に多様で効果的な活用によって、生徒の学習を深められるよう配慮することが求められています。

インターネット等を活用した情報収集は即時性、利便性等において優れていますが、情報の見極めなどに配慮する必要があります。

表現の学習活動	鑑賞の学習活動
自身の筆の動きなどを動画で記録して客観的に振り返ったり、示範動画をそれぞれのペースで確認したりすることで、より工夫し表現することができる。  筆の動きなどの記録による表現の工夫	生徒一人一人が書き込んだ意見などを同時に確認できるネットワークサービスやソフトウェアなどを用いて、感じたことや考えたことなどを共有することができる。  ネットワークを活用した意見の共有

2 地域の文化施設や社会教育施設の活用等に関する配慮事項

芸術科（書道）の特質に応じて、地域の文化施設や社会教育施設等の活用を図ったり、地域の伝統芸術を鑑賞する機会を設けたり、優れた技能をもつ地域の人々の協力を求めたり連携を図ったりするなど、様々な指導上の工夫をすることが大切です。

Q10 障害のある生徒などへの指導はどのようにすればよいですか。

A10 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが必要です。

高等学校の通常の学級においても、発達障害を含む障害のある生徒が在籍している可能性があることを前提にしなければなりません。

障害のある生徒は、個々の生徒によって、見えにくさ、聞こえにくさ、道具の操作の困難さ、健康面や安全面での制約、心理的な不安定、人間関係形成の困難さ、注意の集中を持続することが苦手であることなど、学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意する必要があります。

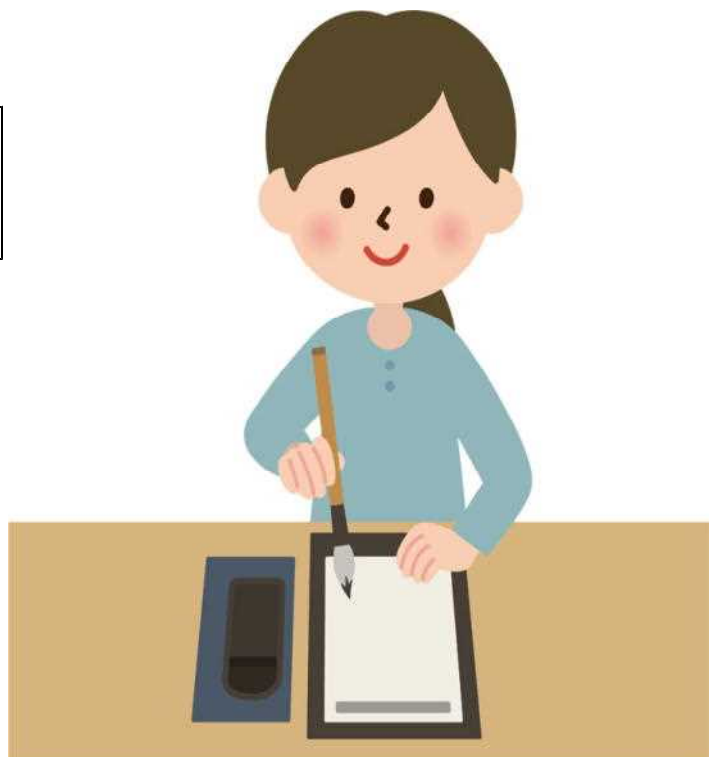
よって、個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫しなければなりません。芸術科の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないように留意するとともに、生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要があります。

例えば、高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説芸術編第3章には芸術科（書道）における配慮として、以下のようなものを挙げています。

- ・ 書道において、自らの意図にふさわしい用具・用材の選択や扱い方を理解することや、書を構成する複数の要素を結び付けて考えたり、再現する手順を考えたりすることが難しい場合は、用具・用材を体験的に使用する機会を設けたり、書を構成する要素をグループ分けや優先順位を付けて示すなどして、主体的に思考、判断しながら学習を進められるよう配慮する。

各学校においては、上述したことを踏まえ、以下に示す①～④などを実施する必要があります。

- ① 個別の指導計画の作成
- ② ①への必要な配慮の記載
- ③ ①、②を他教科等の担任と共有
- ④ ①、②の翌年度の担任等への引継



Q11 道德教育と芸術科の関連はどのように捉えればよいですか。

A11 芸術科においては、教科の目標(3)を「生涯にわたり芸術を愛好する心情を育むとともに、感性を高め、心豊かな生活や社会を創造していく態度を養い、豊かな情操を培う。」と示しています。この目標を実現していくことが、道德教育の充実を図ることになります。

高等学校における道德教育については、高等学校学習指導要領(平成30年告示)総則第1款2(2)に、以下のように示されています。

学校における道德教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実を図るものとし、各教科に属する科目(以下「各教科・科目」という。)、総合的な探究の時間及び特別活動(以下「各教科・科目等」という。)のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと。

高等学校における道德教育については、各教科・科目等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探求し、豊かな自己形成ができるよう、適切な指導を行うことが求められています。

このため、各教科・科目等においても目標や内容、配慮事項の中に関連する記述があり、芸術科との関連をみると、**A11**のとおりです。

芸術を愛好する心情を育むとともに、感性を高めることは、美しいものや崇高なものを尊重することにつながるものです。また、心豊かな生活や社会を創造していく態度を養い、豊かな情操を培うことは、学校の教育活動全体で道德教育を進めていく上で、基盤となるものです。

〈参 考〉

今回の改訂で各学校において、校長の方針の下、「**道德教育推進教師**」を中心に、全ての教師が協力して道德教育を展開することが新たに規定されました。

道德教育の全体計画に基づき、学校の教育活動全体を通じて各教科等の特質に応じて人間としての在り方生き方に関する教育の充実努めるとともに、家庭や地域社会との共通理解を深めることが大切です。



＜道德教育推進教師の役割＞

- ・ 道德教育の全体計画の作成に関すること
- ・ 全教育活動における道德教育の推進、充実に関すること
- ・ 道德教育用教材の整備・充実・活用に関すること
- ・ 道德教育の情報提供や情報交換に関すること
- ・ 道德教育の全体計画の公開など家庭や地域社会との共通理解に関すること
- ・ 道德教育の研修の充実に関すること
- ・ 道德教育の全体計画の評価に関すること など

＜全体計画に示すことが望まれる事項＞

- ・ 学校のエデュケーション目標、道德教育の重点目標、各学年の重点目標
- ・ 各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動における道德教育の指導の方針及び内容
- ・ 特色ある教育活動や豊かな体験活動における指導との関連
- ・ ホームルーム、学校の人間関係、環境の整備や生活全般における指導の方針
- ・ 家庭、地域社会、関係機関、小学校・中学校・特別支援学校等との連携方針
- ・ 道德教育の推進体制
- ・ その他(重点的指導に関する添付資料等)